

魚沼民商だより

2019年
5月 20日

第2153号

発行 新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp
〒946-0032

小規模事業者持続化補助金（商工会議所地区分）の申請受付開始されました！

4月25日

（期間6月12日迄）、

小規模事業者が事業計画書をもとに、販路開拓等に要する経費の一部を補助（上限50万円）する「小規模事業者持続化補助金」制度が商工会議所地区分について、もう既に開始されています。

私たち民商の活動範囲では、小千谷市内の自営業者のみなさんが対象です。積極的にこの制度を活用し、経営向上を図りましょう。

尚、商工会地区分については、近日中にも告知されます。急ピッチに、準備を進めて参ります。ぜひ、ご相談は民商へ。

し、近くの会員にも誘いやすい（内装）との声から、毎月第2、第4の金曜日・夜7時、会場はサンラックおぢやとなりました。



パソコン記帳交流会は

とても盛況です！

この春、若手の会員から、また事業継承した会員から、「今後の経営対策として、青色申告に移行したい」（建築）、「今年から、青色申告ができるの」（板金）など、3月下旬に開いた建設業許可申請・変更届出書作成学習会と同様に、会員のみなさん、例年以上に経営に対する意気込みを実感しています。

この間、その会員の声をもとに、小千谷と大和の両支部では、パソコン記帳交流会が開かれました。

4月22日、小千谷支部は、サンラックおぢやにて、初めて支部主催のパソコン記帳交流会を開きました。同支部が責任を持つて同会を進めるところから、ペテラン役員の中野さん（山野草販売）、若手役員の杵渕さん（造園）が中心だったので、とても暖かい空間となりました。さて最初の集まりたりました。参加者から、「夜間定の作業を行い、帳簿等をもとに記帳をはじめていました。あつと言う間に、予定時間が過ぎ、次回の集まりをどうするかとなりました。参加者から、「夜間だつたら、時間の心配はいらない

全商連・第4回地方別活動交流会の成功に向けて

全国商工団体連合会（略称・全商連）は、2年に一度、地方別活動交流会を開催し、要求運動と組織建設の到達を総合的に検証・交流し、新たな前進への決意を固め

コンビニ・アンケートを実施します

会う機会とし、民商から民商三役・共済会理事長・婦人部長・青年部長らが対象の交流会が、5月25日（金曜日）に開かれます。

今回、魚沼民商からは、高橋会長、宮崎副会長（兼・共済会理事長）、須田事務局長の3人が参加してきます。

私たち民商は、同交流会の成功に向けて、何をすべきか、この間、三役会・常任理事会にて話し合ってきました。

具体的には、支部主催の班会（チーム別）、班長引継会（支部総会）、花見会、若手との交流会（BBQ）、若手の集まりを組織すること。また民商主催の「個人事業主・法人ゼミ」（6月16日）の参加者を組織すること。そしてすべての支部が前総会時現勢を増勢で突破することに挑戦しようと話し合いました。

4月26日、大和支部は、大崎農業会館にて、2ヶ月ぶりにパソコン記帳交流会が開かれました。

同支部は、昨秋から月2回ペースで開催してきました。この日は、繰越処理および未収・未払の決済の記帳がメインに行われました。

またお互いが慣れ親しくなってきたことから、商売についての交流がもつとも多かったように感じられました。

そのなかで、「化粧品を取り扱っている仕事のようですが、私にあう化粧品を教えてください」（左官）、「集金に行って、なかなか満額もらつたためしがない。取引先のなかでも『4ヶタ切り捨てろ』なんて言う人がいる。どう強気に対応したらいいのだろうか」（配管）など、色々なことが交流されました。

参加者どうし、必ず「次回も集まろうね」と連絡を取り合っています。同支部は、毎月第2、第4の月曜日・昼2時、会場は大崎農業会館にて開催しています。

コンビニは、全国に約5600店と流通業界で大きな位置を占めています。24時間365日営業し、年間売上高10兆円を超えるなど日本経済の一翼を担います。買物だけでなく公共料金の支払や災害時の支援拠点としての役割も担う、地域になくてはならないインフラとなっています。

こうしたなか、大阪府内のセブン-イレブンオーナーによる自主的な24時間営業の短縮に対して、本部が制裁行為を行おうとしたことに対する社会的な注目が集まりました。コンビニオーナーは家族経営者です。FC本部優位の契約についていることから、同オーナーの経営が過酷なことも知られています。

私たち民商は、同じ自営業者どうし、「FC本部と加盟店の契約の公正・適正化への推進、そして法整備」に結実させる運動しています。これから、その同オーナーから忌憚のない意見をすいあげるアンケートを実施します。

2面をご覧ください

4月の相談

こんな相談がありました

- * 税務署から「平成30年度所得確定申告書の更正通知書」が届いた。
- * 税務署から「平成30年度消費税申告書の見直し・確認」の手紙が届いた。
- * 税務署から「消費税申告付表5を添付してください」と用紙が届いた。
- * 税務署から「所得税を納めてください」の手紙が届いた。
- * 法人申告で、役員報酬200万円が認められなかつた。
- * 消費税の納税について、「換価の猶予」申請を行いたい。
- * 白色申告から青色申告にかえたいた。
- * 税務調査になつた。
- * 労働保険に加入したい。
- * ひとり親方の労災請求を申請したい。

民商共済会・事業継承に伴う 75歳以上の加入継続

ここ近年、会内でも事業継承がすすんできています。民商共済会の加入要件には、会員および配偶者の加入年齢は終身ですが、家族は加入年齢は満75歳までとなつていました。2018年7月から、事業継承に伴つて会員名が変わつても、今まで通りに加入年齢が終身で留まることが出来るようになります。

詳しいことは、共済会役員まで問い合わせください。

今月は民商の決算月です。月内集金の完了をお願いします！

法律相談のお知らせ

日 時 6月 14日（金）
午後1時より
会 場 民商事務所
弁護士 中村 周而 先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。